

2024年

名取市

子ども・子育て支援

ガイド



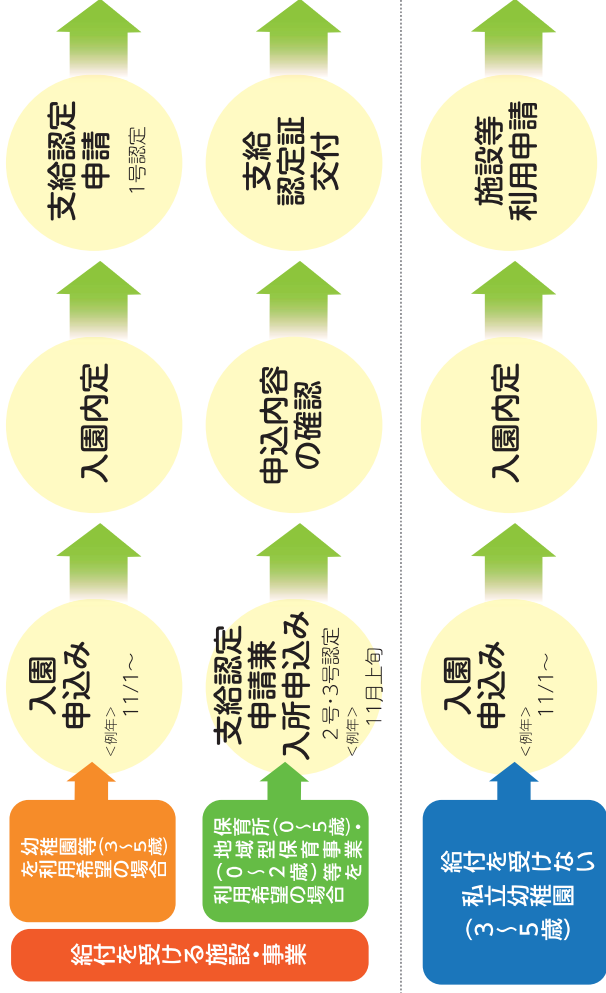
乳幼児期の教育・
保育・子育て支
援施設を中心に
名取市の子ども・
子育て支援につ
いてご紹介します



1 幼稚園・保育所・地域型保育所・保育料

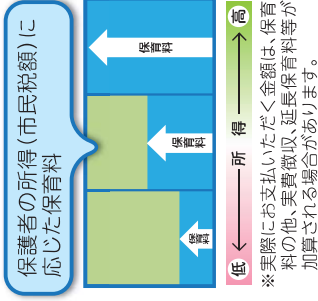
保育事業の利用について

入園・入所の手続き(4月入園・入所の場合)



※認定こども園は1号認定での利用の場合は幼稚園と同様の手続き、2号・3号認定での利用の場合は保育所等と同様の手続きです。

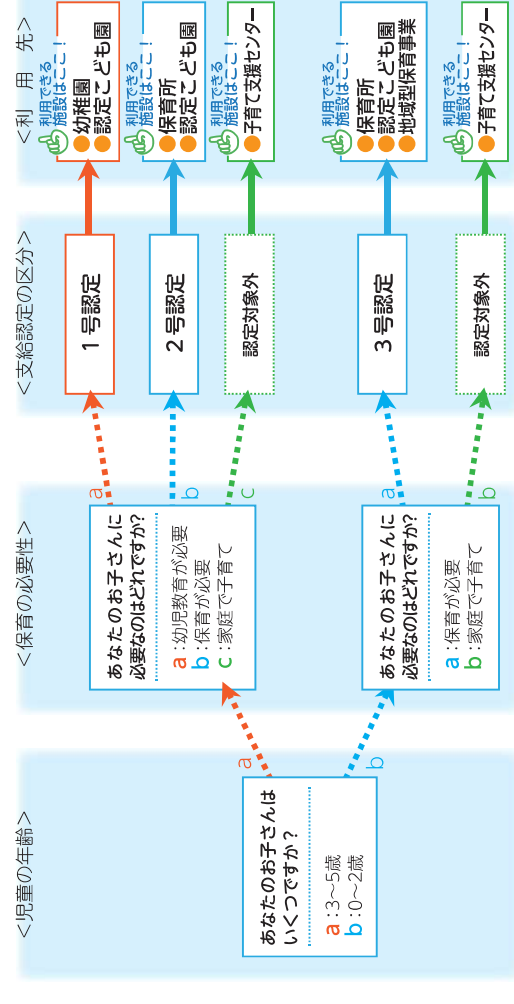
保育料



《幼児教育・保育の無償化について》

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。(通園送迎費、食材料費、行事費は対象外で保護者負担となります)また0歳から2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯の場合無償となります。詳細はこども支援課へお問い合わせください。

幼稚園・保育所・地域型保育事業等の選択について



支給認定の区分

認定区分	対象児童
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合
2号認定	満3歳以上で、保育所等での保育を希望する場合(保育を必要とする子ども)
3号認定	満3歳未満で、保育所等での保育を希望する場合(保育を必要とする子ども)

保育の必要性の認定基準

事由	区分
保護者の就労、疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等	①保育標準時間 (1日あたり11時間まで) ②保育短時間 (1日あたり8時間まで)

●保育時間について●

＜幼稚園・認定こども園 1号＞

教育標準時間 / 1日おおむね4時間

※施設によって異なる場合があります。

例: 9:30 ~ 13:30

＜保育所・地域型保育事業・認定こども園 2号・3号＞

保育標準時間 / 1日最大11時間
保育短時間 / 1日最大8時間

※施設によって異なる場合があります。

例: 7:00 ~ 19:00

一時預かり事業

各施設はそれぞれ時間帯や
事業内容が異なります。
詳細については各施設又は
こども支援課(子育てコー
ディネーター)にお問い合わせ
ください。



圖
稚
幼

保育所



認可外保育施設

事業内容	保育
対象者	0～5歳の保育が必要な乳幼児
市内の施設	 2か所  5か所 (企業主導型保育園)
時間帯	各園で異なります。

※地図は略図となっています。
詳細な場所については
住所を確認頂くか、各施設に
直接お問い合わせください。

幼児期～学童期の子ども・子育て支援事業

ファミリー・サポート・センター

項目	内 容
事業内容	子育ての援助を受けたい人（利用会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）による、会員相互での育児等の援助
実施場所	原則として協力会員の自宅
活動内容（例）	●保育所・幼稚園の子どもの送迎 ●放課後の子ども達の預かり ●子どもを伴った活動が困難な場合の預かり
活動のしかた	①利用会員 会員登録→援助の申込み→協力会員の紹介→事前打合せ→活動→報酬支払 ②協力会員 講習の受講→会員登録→援助活動の依頼→事前打合せ→活動→報酬受取→活動報告 ※会員登録や援助活動についてはファミリー・サポート・センター事務局（増田児童センター内）にご連絡ください。
標準報酬額	1時間あたり/平日中700円、早朝・夜間・土・日・祝祭日、軽度病後児800円 ※その他費事・おやつは実費

病児保育事業（病後児対応型）

項目	内 容
事業内容	児童が、病気の回復期（病後）で保育所や学校などに通えず、保護者が勤務の都合などで家庭で養育できない場合の一時的な保育
対象者	満1歳から小学6年生までの病後児
実施場所	認定こども園名取みたぞのこども園、愛の杜めぐみ保育園
時間帯	月～土曜日8:00～18:00
利用のしかた	事前登録・面接→かかりつけ医受診・病後児保育の利用許可証→利用予約・申請→利用
利用者負担（料金等）	1時間あたり/240円（食事は別途実費）

地域の親子・子育てを応援します

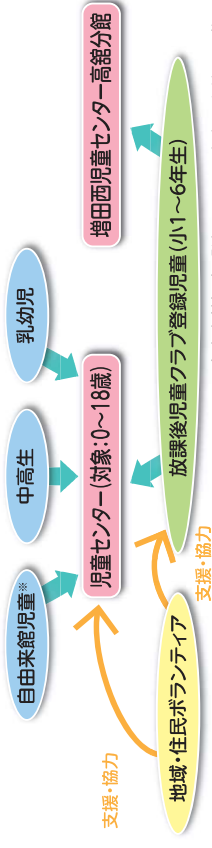
子育てコーディネーター（利用者支援事業）

項目	内 容
事業内容	子ども、子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整、保育施設等の利用に関する相談等
対象者	子育て中の保護者等
実施場所	市役所こども支援課窓口
時間帯	平日9:00～17:00
利用のしかた	来庁または電話（こども支援課：☎724-7181・724-7118）
イベント・広報	子育て支援イベントの開催や、子育てガイドの発行等を行っています。詳しくは広報なとりや市ホームページでお知らせします。
相談・支援	●子育て中の保護者のご相談に応じて、相談窓口や関係機関をご紹介します。

放課後児童クラブ・児童センター自由来館

	放課後児童クラブ	児童センター自由来館
実施場所	増田・増田西・名取が丘・下増田・館腰・愛島・ゆりが丘・相互台・那智が丘・関上児童センター、増田西児童センター高館分館	増田・増田西・名取が丘・下増田・館腰・愛島・ゆりが丘・相互台・那智が丘・関上児童センター
事業内容	保護者が就労等により居間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊び・生活の場を与えて健全な育成を図る。	地域の児童に対し、健全な遊びを提供する。
対象者	小学1～6年生の登録児童	小学1～6年生
平日の利用時間と利用料	授業終了後～18:00 月3,000円	3～10月:16:30まで 無料 11～2月:16:00まで 無料
長期休業時の利用日と時間	月～金曜日 8:00～18:00	①9:00～12:00 ②13:00～16:30 ※上記を越えて利用する場合申請必要・有料
振替休業日の利用日と時間	月～金曜日 8:00～18:00	①9:00～12:00 ②13:00～16:30 ※上記を越えて利用する場合申請必要・有料
延長利用	平日・長期休業時・振替休業日 18:00～19:00 月1,000円	(なし)
一時利用	—	平日8:00～18:00 ※申請必要・有料
土曜日児童クラブ	—	増田・増田西・那智が丘児童センターで実施 8:00～17:00 ※申請必要・有料

※高館放課後児童クラブについては、児童センターの自由来館を実施していないことから、次の扱いとなります。
平日の利用時間と利用料:授業終了後～16:30 月1,500円



※自由来館児童:登録しないで自由に来館して遊べる小学生

個別相談・相談窓口・相談内容が明確になっている場合は下記窓口にご相談ください。

担当課	相談内容	電話番号
こども支援課	子育て相談、保育所等の入所、児童センター放課後児童クラブの利用等に関すること 児童手当、児童扶養手当・特別児童扶養手当、子ども・母子父子家庭医療費助成等に関すること	☎724-7118 ☎724-7181 ☎724-7119
こども家庭センター	子育てに関する関係機関や医療機関と連携しながら安心して出産・子育てができるよう全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に相談支援や情報提供を行います。 ○妊娠期、子どもの育ち・健康に関する相談（保健センター） ○子どもや家庭に関する事、DV・虐待相談（家庭児童相談室）	(保健センター) ☎382-2456 (家庭児童相談室) ☎724-7120
社会福祉課	障がい児通所サービス等に関すること 療育手帳、補装具及び日常生活用具に関すること	☎724-7185 ☎724-7107
保健センター	妊娠前から子育て期に関すること、健康相談、幼児発達相談、こどもの相談、マタニティ相談等	☎382-2456
学校教育課	就学相談、教育相談	☎724-7171
生涯学習課	友達、学校や家庭での生活など、児童生徒・保護者を対象とした青少年の相談にすること（対面・メール）、家庭教育支援チーム'toco toco'の派遣	☎724-7173

5身近な子育ての味方!

祖父母の力をちよっと借りてみませんか?

共働きやひとり親にとって、子育ての負担感を少しでも軽くするために、子育てのサポートをしてくれる祖父母の存在は大きいですね。でも、「ちよっと困るお世話」や「育児の仕方が違う」など、なかなかうまくいかないこともありますね。そんな時に、おじいちゃんおばあちゃんとのコミュニケーションのツールとしてまた、「子育て」(祖父母力)を高める一助として活用していただけると嬉しいですね。

今どきの子育て

妊娠期

「つわりの辛さを正直に話しましょう。」

「つわりは病気じゃないから大丈夫」と励まされても裏目に受け取ってしまうこともありますね。つわりの辛さを正直にお話して、寄り添ってもらいましょう。食べられるものも伝えて準備してもらおうことで、むしろ喜ばれるかもしれませんね。

「腹痛は成の日」に巻くのが決まっている!

お腹にざらしを巻かないママも多くなっています。ベルトタイプや何も使わない人もいますが、腹痛を昔ながらに使ってきたのなら、ざらしの事や巻き方を聞いてみましょう。

出産期

「マタニティブルー」

出産直後から数週間は、ホルモンの変化や慣れない育児の疲れから一時的に気分が変わりやすくなります。不安になったり、涙もろくなったりすることがありますね。1カ月以上続くときは、「産後うつ病」の可能性もあります。無理をせず休養や医師や助産師さんに相談したい時は、おじいちゃんおばあちゃんにヘルプをお願いしましょう。

「母乳?ミルク?どちらでも大丈夫!」

「なぜ母乳が出ないの?」や「母乳は充分出ているの?」と、ママに聞いてくることもありますね。一番大事なのは、授乳タイムで赤ちゃんに「心の栄養」をたっぷり届ける時間であることを伝え、おじいちゃんおばあちゃんには見守ってもらいましょう。

乳児期

「抱き癖は心の成長」

いつも「抱っこしていないとぐずる」「抱っこしないと寝てくれない」などママやパパは大変ですね。抱っこしていると「抱き癖がつくからやめなさい」「甘やかすと自立できなくなる」などアドバイスをくれるのが祖父母世代。そんな時は、「赤ちゃんが自分は愛されていると実感しているのが抱っこされている時で、幸せホルモン(オキシトシン)を増やしている。」と伝えてみてはいかがでしょうか。抱っこは「大切なスキンシップ」であり、赤ちゃんのことを考えたら、できるだけ抱っこしてあげるのがよいでしょう。

「湯ざましと日光浴」

赤ちゃんといえども当然の「常識」ですが、赤ちゃんに必要な水分は別のところととるというのが、今の医学・小児医学のトレンドのようなですね。また、昔は、日光浴をしないとビタミンD欠乏症になるとされてきました。今は、母子健康手帳から「日光浴」の言葉が消え、赤ちゃんを外気や温度差に慣らす「外気浴」をすすめる記載になったことを伝えてあげましょう。

「離乳食開始時期」

昔は、生後2カ月から果汁を与え、4カ月から離乳食を開始。大人が食べ物をかみ砕いて与え、箸やスプーンを共有していました。今は離乳食の開始前は、母乳、ミルク以外ほとんど必要はなく、離乳食の開始時期は5〜6カ月から、ゆっくりにスタートしていきますね。大人から虫歯菌が移るので、食べ物をかみ砕いて与えないことやスプーンや箸は子ども専用のものを用意していることを理解してもらうといいですね。

「ハチミツは1歳を過ぎてから」

ハチミツにはボツリヌス菌が入りこむことがあり、腸内環境が整っていない乳児にとっては乳児ボツリヌス症を引き起こす原因となる可能性があります。黒砂糖も同様ですので注意してもらいましょう。

幼児期

「生活リズム」は体や脳の成長発達の基盤です!

電気のない昔なら自然に任せていてもできましたが、今の時代は、意識して環境を整えないと、うまく作ることはできません。朝の光で脳を、朝食で内臓(代謝のリズム)を目覚めさせていきましょう。

「卒乳」と「断乳」は違います。

「卒乳」は子どもが自然に母乳を欲しがらなくなってきたら授乳をやめることで、「断乳」は親の判断で母乳をやめることです。今は「卒乳」が主流となっています。最終的には、ママの判断ですので、おじいちゃんおばあちゃんには温かく見守ってもらいましょう。

「チャイルドシート」

2000年から6歳未満の幼児のチャイルドシート着用が法律で義務付けられました。面倒といわずに必ず装着してもらってください。

学童期

「孫の心の安らぎ(オアシス)に」

いよいよ小学校入学。「しつけ」だけでなく「教育」でいろいろ悩み叱る場面も増えるでしょう。親はしっかり育てなきゃと思うあまり、ついつい厳しくなるものです。祖父母は、そんな時の「ちよっとした逃げ場所」・・・それも、子どもの心にとつて必要です。おじいちゃんおばあちゃんは孫にとつての「心のオアシス」だと思って、パパママも気持ちに余裕を持つのもいいですね。

「良かれと思っても・・・」

おじいちゃんおばあちゃんは先が見えるだけに、あれこれやったり言ったりして孫の伸びていく力にブレーキをかけたくなりますが、「心配してくれている」と思って、温かく受け止めましょう。

まだまだいます。子(孫)育ての味方!

「子(孫)育てに関する相談」

● 子育て支援センター

高館あおぞら子育て支援センター TEL 381-2031
本郷小規模子育て支援センター TEL 080-9637-8084
びびびよハウス in ますだ TEL 381-1305
びびびよハウス in ますだ TEL 070-6953-7424 / TEL 382-1345
びびびよハウス in なちがおか TEL 090-2849-2051
cocoli(ココリ) TEL 281-8172

● 何でも支援課(子育てコーディネーター・家庭相談室) TEL 724-7181

「子育てに関する講座」

● 「子育てサポーター養成講座」(11月、4回予定) 問合せ:生涯学習課 TEL 724-7173

「救急に関する相談」

● 名取市休日夜間急患センター TEL 384-0001
● 仙台市夜間休日こども急病診療所 TEL 247-7035
● 休日夜間の医療相談ダイヤル
宮城県こども夜間安心コール
プッシュ回線の固定電話、携帯電話用 #8000
プッシュ回線以外の固定電話等 TEL 212-9390

「地域の子育て支援」

● ファミリーサポートセンター:子育てを応援してください。(詳細はP5)

詳しくはe-なとりっ





子育て世代に聞きました

※市内子育て世代へのアンケートより

言われて されて 嬉しかったこと

- ◆ 用事のある時、少しの間子どもたちを見てもらえた。
- ◆ 夫の実家に顔を出すことも用食事を準備してくれる。
- ◆ 子育ての悩みについて否定せず共感してくれ、「いつも頑張ってるね」と自分をほめてもらえた。“孫がかわいい”だけでなく、ママの頑張りが大変さを理解してもらえると、心が救われる。
- ◆ お仕事がお休みの日に数時間子守をしてくれる。そのおかげで家事が出来たり自分のリフレッシュの時間が持てたりする。
- ◆ 子どもと会いに行く「にこにこ元気になるわあ」と喜ばれて嬉しかった。また、子どもと行くと自分の小ざかった時の思い出話をよくしてくれて嬉しい。
- ◆ 家族の体調が悪い時等かわりに買い物をしてくれたり子どもたちにおもちゃを買ってくれたり感謝している。
- ◆ 里帰り出産の際に母親に「食事や洗濯はお母さんがやるからあなたは赤ちゃんのお世話に専念しなさい」と言われたことが嬉しかった。慣れない育児や体調不良でいっぱいになっていた心が少し楽になった。
- ◆ 子どもの1歳の誕生日に夫の母が「毎日大変ね」と、私にもプレゼントをくれた。

言われて されて いやだったこと

- ◆ 産後、なかなか母乳が出なかった私に「妹はよく母乳が出た」とか「母乳で育てなさい」と言われてとても落ち込んだ。
- ◆ 母乳からミルクに切り替えた際に、親戚に「どうして母乳じゃないの??」と否定的に言われ、少し嫌な気持ちになった。
- ◆ 虫歯菌が移らないように日々気を付け祖父祖母にも伝えていますが、つい忘れてしまうのか、直接舐めたり自分が使っている箸で与えようとしていたりするので、もう少し気を付けて欲しい。
- ◆ 祖父祖母から話も聞かず一方的にしつけについて言われ嫌な気持ちになった。
- ◆ 靴下を履かせないのがかかわいそうと言われる。
- ◆ とくにないかなあ。



祖父母世代に聞きました

※市内祖父母世代へのアンケートより

言われて されて 嬉しかったこと

- ◆ 親の不安、焦りが子どもに伝わるので「大丈夫大丈夫」焦らずに愛情を示していれば慣れるからと不安を取りのぞけるよう話し、頼りにされている。
- ◆ 親が子どもに対し、祖父母に感謝の言葉を言えるように育てているのが嬉しい。
- ◆ 価値観が異なるのでできる限り「物ではなく金銭」にしている。
- ◆ 孫の世話ができたことで生活に張り合いが持て楽しかった。
- ◆ 親が子どもにバランスの良い食事を取らせて丈夫な体づくりを心掛けているのが嬉しい安心である。
- ◆ 親の勤務日に合わせ娘の家に遊び協力している。感謝・頼り・大切はお互い様だと思う。
- ◆ 話を聞いてあげただけでも安心するようで、多くの情報が流れていますが、直にお話することが大切だと思う。
- ◆ 小学生的の登下校の見守りをしている事に感謝の言葉をいただいた。
- ◆ リフレッシュで外出（外食）の子どもを預かり感謝された。

言われて されて いやだったこと

- ◆ 親が祖父母に「ありがとう」の感謝の言葉を言わないので孫も祖父母に対し感謝の言葉が少ない。
- ◆ 子どもが何か失敗するとすぐ叱る。
- ◆ 時代の流れで育児の仕方が変わってきて、子育て世代の話を祖父母世代も勉強する意味でじっくりと、そしてきちんと聞いてあげることが大切だと思う。また、祖父母も親に代わって面倒を見ることもあります。現在の育児事情を勉強する機会があればよいと思う。
- ◆ 子育てについてアドバイスしても、ネットで検索したりママ友からの情報が有益とやりわり聞き流されてしまう。

最後に・・・

子どもがグズって動かなくなったり道端や公園で、声をかけられたり手を貸してもらった時、「救われた」と思ったママがいたかもしれません。「手伝いましょうか?」と声を掛けられた時、素直に甘えてみるのもいいですね。必要な時に必要な人に手を貸し合う社会。

お節介おじいちゃん・おばあちゃんの声かけで、名取市内（地域）のあちこちで助け合う輪を広げていけたら素敵ですね。



子育て世帯への手当等について

児童手当・特例給付

中学校 3 年生までの児童を養育している方(※)に支給します。

●支給要件

- (1) 中学校 3 年生までの児童を養育していること
- (2) 養育者（請求者）が名取市に住民登録をしていること
- (3) 養育者（請求者）の所得が所得上限額を超えていないこと

※主に父母のうち所得の高い方

●手続きに必要なもの

- (1) 請求者名義の預金通帳など
- (2) 請求者の健康保険証
- (3) (父・母) のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード

※通知カードの場合、身分証明書が必要

- (4) 子どもが名取市外に住んでいる場合には、子どものいる世帯全員の住民票

そのほか、養育状況に応じて、別途提出していただく書類があります。

●手当の月額（児童 1 人あたり）

3 歳未満（一律）	15,000 円
3 歳～小学校終了前 （第 1 子・第 2 子）	10,000 円
3 歳～小学校終了前 （第 3 子以降）	15,000 円
中学生（一律）	10,000 円
所得制限限度額を超え 特例給付に該当する場合	5,000 円

※児童手当制度は令和 6 年 10 月から変更される予定です。

子ども医療費助成

医療費（通院・入院）のうち、健康保険が適用になる分を助成します。

必要書類を添えて、「子ども医療費受給資格登録（更新）申請書」をこども支援課に提出してください。

対 象 者	0歳から18歳の年度末まで
所 得 制 限	な し
小学生以上中学生までの 外来初診時500円の 一部負担金	な し

児童扶養手当

受給できる方は、父または母がいない家庭（行方不明や重度の障がいがある方を含む）で 18 歳の年度末までの児童（または 20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある方）を監護する母または父、父母が監護しないときは、その児童を養育している方です。所得制限により手当額の一部または全額が支給停止になる場合があります。また、遺族年金などを受給されている場合でも、年金額が手当額より低い方は、その差額分の手当を受給することができます。

請求手続き

こども支援課窓口で請求手続きを受け付けます。
事前にお問い合わせください。

特別児童扶養手当

20 歳未満の重度または中度の心身障がい児を養育している方に支給します。所得による制限があり、また福祉施設に入所している場合や、長期入院の場合は除かれます。

母子・父子家庭医療費助成

対象 母子家庭の母と子、父子家庭の父と子、
父母のいない子
※子…… 18 歳の年度末まで

・必要書類を添えて「母子・父子家庭医療費受給資格登録申請書」をこども支援課に提出してください。

助成の対象となる範囲 医療機関（病院・調剤薬局など）の窓口で支払った医療費のうち、健康保険が適用になった分について 1 人あたり、1 医療機関ごと、通院では 1 カ月につき 1,000 円を超えた場合その超えた金額、入院では 1 カ月につき 2,000 円を超えた場合その超えた金額が対象となります。

・所得制限限度額以上の場合は、受給対象外となります。

発行 令和 6 年 4 月
名取市健康福祉部こども支援課
住所 〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田 80
TEL 022-724-7118 FAX 022-302-3223